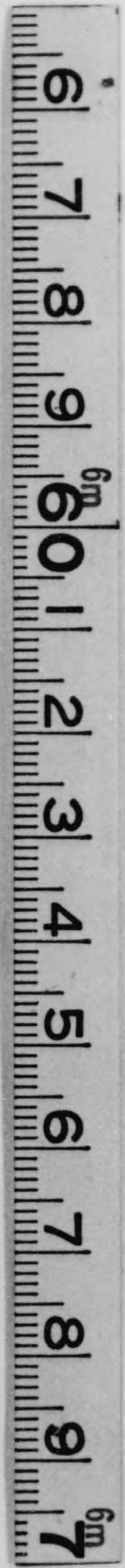


390  
32

芸備叢書第7編  
維新前後  
国立国会図書館



始

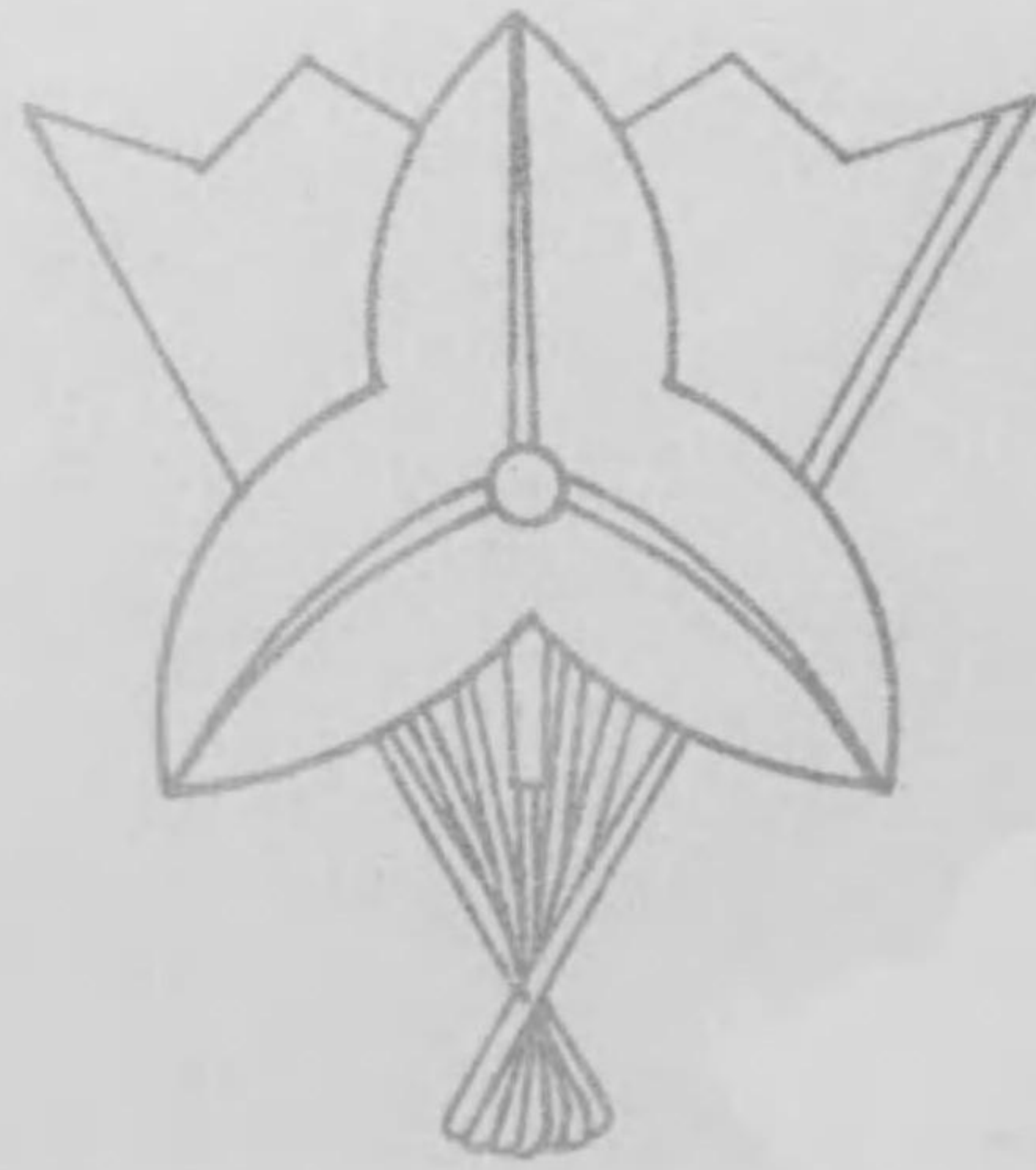




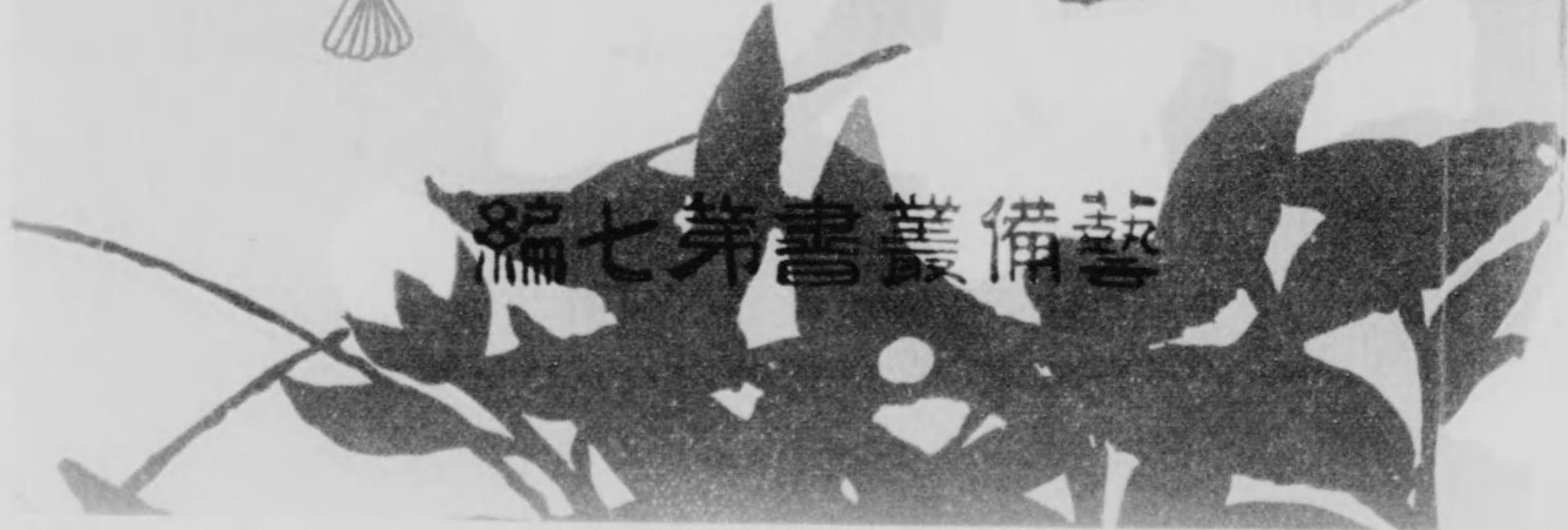
エ7476

維新前夜

従一位侯爵淺野長勲公述



藝備叢書第七編



390-32



維

新前後

從一位侯爵

淺野長勳公述

發行所 東京藝備社

大正 10. 10. 1 / 内交

- 一〇頁三行目 正
- 一〇頁五行目
- 一〇頁六行目
- 一五頁十一行目
- 二二頁二行目
- 二二頁三行目
- 三四頁六行目
- 四〇頁四行目
- 五五頁六行目

誤

天下の事「安藝守慶熾」を依託すハ天下の事を依託すノ誤リ

眼目リたハ眼目したの誤リ

に來シハ來リノ誤リ

馳使せられは驅使ノ誤リ

作つたの〇ハはの脱字

これは〇般は先般ノ脱字

執政用人位ひの外は妻との面會は許されて居ない〇ノ二二字ヲ削除ス

出來いハ出來ぬノ誤リ

意力を盡シハ盡しの誤リ



るたき突を杖鳩  
像肖公勳長野淺爵侯位一從

## 本著發行の由來

我が舊藝藩主從一位侯爵淺野長勳公に於ては、本年八十歳の御高齡に達せられた。公は明治維新の功臣にして、王政復古の鴻業に直接賛與し、國家の大計を確立するに貢献せられたのである。明治維新の功臣にして現存せらるゝ方は、公一人の外になく、又、舊幕時代に於て大名生活を営まれたる方も、公を除いては他にないのである。公の長命は獨り藝藩の誇りでなく、實に日本國家としての誇りである。然るに公が廣島で如何なる場所で生れられたか、又、如何に教育を受けられたるか、而して大名生活の實況及び其心持は如何なるものであつたかを知るものは無い。依つて此事を記録に残して置く事は、日本の歴史を編輯する上

にも必要なる事と信じ、本文の記者は、本年正月三日、侯爵を熱海の別邸に尋ね、一週間程滞在して、侯爵の御物語りを承はつて歸つたのである、素より淺學非才且つ不文にして侯爵の御意思のある所を十分に書き綴る事が出来ないが、只御話しの要領を間違ひなく書き綴る事は出来たと思ふ、并に往年侯爵閣下が伊太利公使として渡歐の際に於ける紀行文をも請ひ得て本書に添へる事とした而して此書を兼てより發行をつゞけ居りし、藝備叢書の一に加へ出版せんとし、此に侯爵の御許可を得て發行するに至りしは、本社の光榮とする所である。

大正十年七月二十三日侯爵御誕生日の朝

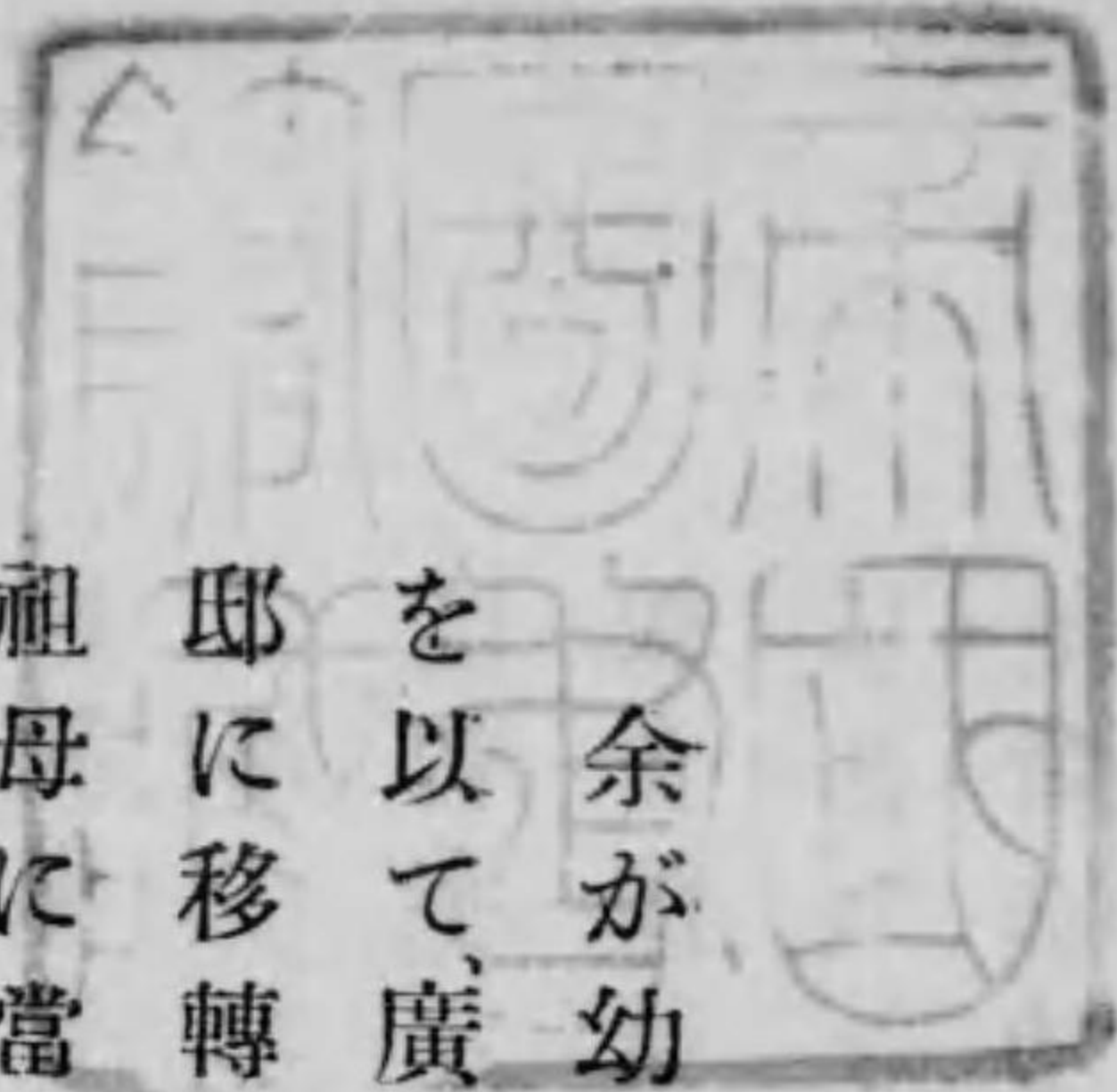
権現堂書屋にて

「藝備之友」主幹

手島益雄識す

## 維新前後

侯爵 淺野長勳公述



余が幼少時からの話をするが、余は天保十三年七月二十三日を以て、廣島大手町一丁目の邸に生れた、それより後ち小姓町の邸に移轉した、生れた時、母は十五歳であつた、年がいかぬ内から、祖母に當るものが萬端世話して呉れたのである。其祖母なるものは早く夫に別れたので、夫の名は左仲と申したのであるが、其夫は世を取らずして世を早く去つた、祖母なるものは未だ年が三十歳にならぬ位であつたからして、他へ再婚す可く種々勸

められたのであるか、斷乎として之に應ぜず、緑なす黒髪を切つて、名を智明院と稱して、貞節を守つて居つたのである。余は此者に養育を受けたのである、又澤三石といふものが居つて、これに教導を受けた事が多かつたのである。實父は實に嚴重な人であつた、余に對する教育などは最も嚴であつた。則ち讀書、或は習字なども自から手を下して教へて貰つた、實に余に對する教育は眞に嚴格であつた、今其嚴格の教育ぶりの一二を話さんに

余は幼年の時より、學問の外に、劍術を關百之助(關善作の先代)に學んで居た、關の道場は白島に在つたが、之に通學して居つた、或日恰も夏の氣候であつて、平生の通り道場に通ふ途中俄かに雨が降り出し、雷鳴激烈であつた、殆んど白島の道場近くまで往

つたのであるが、雷雨が甚しいので一先つ内に歸らんとして途中より引返したが、何分にも雷雨が甚だしいので、小姓町の西詰、大久保司馬と云ふ人があつた(西尾兵作の實家)其家に立寄つて雨具傘、下駄を借りて、仕度して歸つた處が、實父は大變んの怒りであつて、此位の雷雨に恐れて、往きかけたのを止めて歸るやうな、意思の薄弱な事では役に立ぬ、直ちに引返して道場に往けと命じて家に入る事を許さぬ、其時に母や祖母が、言葉を添へて取持つて呉れたが、どうしても父が承知せぬので、余は再び雷雨を侵して道場に往つた事がある。又或る時は、冬の事であつたが、黒田彌五左衛門に鎗術を學びに往く、當時寒稽古に往くのであるが、未だ日が出ぬ空の暗い内に往くのである、其時に毎日辨當行李に飯と梅干を詰めるのが例であつたが、一日祖母が飯の中



に魚の肉を入れた處が、實父が之を發見して、直ちに之を取捨てしめ、冷飯に梅干を詰めさせた。萬事が左様な風で、ヒドク嚴重に教育されたが、要するに幼時は實父と三石の教導に依つたのである。

余が生れた、澤家の家庭は如斯に嚴重であつたが、又、實に貧乏であつた。千石以上の人は皆相當の暮しをして居つたが、澤家は赤貧洗ふが如しと云ふ有様であつた。臺所は鎖して茶の間を設けて、一家族が寄合ふて食事をする有様であつた。衣服の如きは祖母が自から織つた木綿を一同が着て居つて、絹物などは着た事が無かつた、中々貧困の家であつたが、併し、余に對する處の、學問上の事に付いては十分に盡して、學ばしめた。

それより分家の近江守から、余を貰ひ受けて、余を養子にした

いと云ふ事であつた。(内意のあつたのは余の十三歳の時なりと思ふ)其節、實父の兄に當る、關藏人にも子があつた(それは余より一歳上であつた)此養子の事はそれに讓つて余は辭退したが、遂に自分が往く事になり、丁度、安政の二年であつたと思ふ、廣島を發して、江戸に向つた、近江守は定府であるから、常に江戸住ひであつて、再び道中は出來ないと思つて、途中、播州から大和京都の勝景を探つて、江戸表に至り、江戸にては、霞關の物見に假住居をした、而して、翌年十五歳の時に表向き近江守の養子になり、青山の邸に引移つたのである。

此分家の家庭も嚴重にして、日々の用事も規律が定まつて居て、先づ其時の様子を大略話せば、朝は六ツ半(日の出前)起床して、身仕度を爲し、五ツ時半頃に至つて、養父の近江守の機嫌を聞き

に往くのを例となしそれより歴代の佛間に禮を爲し終つて、文武の稽古を爲すと云ふ次第であつた

稽古振りは、學問は服部道之助と云ふ人が居つた、これが朝夕のやうに、學問、讀書、講義及び一身上の補佐を致して居つた、又、劍術並に柔術なども、堤寶山流を武藤傳藏と云ふ人について學んだ。此人は七十歳餘りの人なりしが、壯健にして、教へ方も嚴重であつた。馬術は馬乗加役の専門家に學び、弓術は側役を勤めて居つたもので、阪原小三郎と云ふものに付いて稽古をした、斯様に其日其日の課程はチャンと定まつて居る。

又、一身上の補佐をして貰つたのが、分家の家老、岡田直之助である、俊太郎の祖父、これが手堅い人であつた、又、服部道之助等も側に居り、平池與三郎も居つた、これ等が氣を付けて、一身に若し

不都合の事あれば、忌憚なく諫言をするのであつた、つまりこれ等の人に依つて、人になつた譯けである。

其諫言の内一二について話をすれば、岡田直之助が或日、余の處に鉢植が二ツ三ツ併へてあつた、これは庭方が盆栽を仕立て、養父の處へ出す例になつて居るのを余の處へも其例に習ふて出したのである、然るにこれを見た岡田直之助が、これはケシからぬ、苟も文武の學問に熱心たる可きものが、盆栽などを見て慰めをするやうではいけぬ、退けよと云つて、即時に退けた事がある。又、或時に、奥向きに往きて、金魚を貰ひ、之を養つて見んと思ひ、一間四方の木で作つた入れものに其金魚を入れて置いた處が、岡田直之助が盆栽と同様の理由に依つて怒つたので之も又速に飼ふ事を止めた萬事が如斯中々嚴重の注意をして呉れ

たものであつた。

これは少しく後の話してあるか、藝藩主に安藝守慶熾（義に上總介と稱す）と云ふ人が在つた、これは勤王の志の厚い人であつたが、此人が死去された時に、家督相續に付いて議論があつた、其時慶熾は二十二三歳位ゐてあつて、跡取りに誰れ彼の詮議が在り、分家から養子を出すに、養父を出すか、余を出すかについて論あり、養父は年齢が五十歳位ゐてあつて、二十歳餘りの人の跡取はどうかと云ふ説さへあつて余を養子にせんとの説さへもあつたが、服部道之助が嚴重なる書面を認めて萬一養子にと云はれても受けてはならぬ、養父を以つて跡を繼がすが順序であると、極言したものである。書面のみならず口頭でも其旨を余に陳べた、遂に養父が本家の養子になる事になつた、余は奇妙な事には、三

度び嗣子になつて再び世を取る事になつた。

扱て、此分家も至つて貧困であつた、内取三萬石であるが、藏米三萬石にして、臣下同様に物成の増減により、三萬石も増減したのである、公用費は本家から皆出した、衣食住は三萬石から出し、職員の役料も此三萬石より出した、家來が一人もなく、土地は寸地もなし、全く本家の扣へとなつたのである、公邊向き三萬石の資格を與へて、公務を執らして居たのである、其時に岡田直之助が盡力により、財政を回復したのは全く岡田の功績であつた、其後、余は本家に引移りと云ふ順序になるのである。

其處で、慶熾の話しを一つ加へんに、丁度世の中に、勤王攘夷の説が起り、家多事となり、薩藩主島津齊彬は、勤王の志厚い有力者であつて、國事に盡す厚き志かあつたが、不幸にして、志を遂げ

ずして死んだが、此人が未だ病床に在つた時に、近侍の腹心の家來を一人呼んで曰く、今日日本の大變化の時に際して、天下の事安藝守慶熾を依托す可きものは藝藩主安藝守慶熾より外に依托す可きもの無し、汝、藝州の藩邸に赴て之を告げよと遺言して瞑目りた。齊彬死去の後ち近侍のものは此内旨を齎して藩邸に來し島津の使ひとして面會を求めた、其取次に出たのか、西本清助であつたが、此者に面會して、島津齊彬の内旨を告げた處が、西本は暫時の間一言の返事もせず默然として齊彬の遺言の主旨を十分に聞取りたる後ち、稍やあつて後ち曰く、私の方の主人も病を得て世を去りましたと答へ兩人共に互に天を仰いで大に泣ひたと云ふ事である、其位ゐに島津齊彬からも見込れて居た程の人であつたが、惜む可し、慶熾をして世を永くしたならば、

必ずや國家の爲めに盡す處が多かつたに相違ない、然るに其志を繼いで父の長訓が、國事に奔走するの順序になつたのである。外國船渡來、以來國家多難の際、大に盡力したのは、水戸中納言であるが、此人は夙に内敕を奉して、天下に卒先して事を擧げたのは此人であるが、此人は遂に幕府の議に反して、井伊掃部頭の忌む所となり、駒込の別邸に押込められた、駒込の別邸とは即ち今の余が邸なり、水戸中納言は、尊王攘夷を唱へた人であるが、これは決して攘夷一方であると思ふは間違である、決してそうではない、其眞意は、内外多事の際に當つて、天下の人心が振はずして、武事を忘れて居る、故に、此人氣を振はす爲に攘夷と云つたのである、それに付いて、或る懇意なる人から聞いた話によれば、素より何時までも鎖國主義ではいけぬ、併し、今の處は鎖國主義に

依つて世を一變せねばならぬと云つて居つた。それに又、同主義の、尾張、越前、土佐、宇和島等勤王の藩主もこれ又、押込めらるゝ事となつた。斯くて天下は益々六ヶ敷くなり、遂に王政復古になつたのである。

次に 孝明天皇攘夷の詔勅に付いての事であります。此詔勅の主旨は何處までも攘夷一向きであるかと云ふに其御内心は何處までも水戸の如くに士氣を引起さしめんととの御旨であつた、士氣の引立ぬ内は、何事も出来ぬとの御精神にあると、拜察し奉つたのである。故に此詔勅は攘夷を何處までも、固守するの意味ではないのである。此詔勅は世間では色々の考へを持つものがあつたので、御眞意のある處を推慮する事が出来ないで、中には、何處までも鎖國の論旨もあり、又一には此際風雲に乗

して事を爲さんと計つたものもあるが、余の見るところには、孝明天皇の御眞意は、此處に在りと信じて、盡したのである。

然るに、其後ち、此詔勅に付いて、甚だ困難を感じた事は、王政復古の後ち、天皇親政になり、天下の大勢を考へると、攘夷の御主旨を奉戴してやる事は之を止めねばならぬ事になつた。明治天皇は未だ御幼年であつて、先帝の御詔勅に反して事を爲すは、御孝道に反するとの議論が出た然るに先帝の御詔勅通りに鎖國主義ではいけない、活眼者は今日はどうしても開港條約を許さねばならぬ時代になつて來た。孝明天皇の御主旨も實は志氣の振興にあつたのであるが、併し詔勅が嚴として存するから、其の處置に付いて如何にせんかと種々協議の上、これは臣下より建言をさすがよいと云ふ事になつて、遂に其議を決して、古來往

古の例を引ひて、開國の必要なる意味を建言する事になつて、遂に臣下の議を入れられて、外國人をして參内を許さるゝ事になつたのである。此時は實に六ヶ敷かつたのである。明治天皇は不世出の英主の御方であるが、其邊に當つては大に御考へになつたのである。當時の建言は左の通りである。此建言により、日本の國是たる、攘夷主義が一變して、開國主義となつたのである。

臣等謹而案するに古之能く天下の大事を定め候者は必先つ天下の大勢を觀て緩急機に従ひ處置宜を得候故に唯功德之一時を光被する而已ならず萬世不拔の業是に於て相立候今也

皇上始て 大統を繼せ給ひ 御政權又一に歸し凡百の宿弊

も更始一新し天下萬姓目を拭ひ治を望むの秋なり即在 朝の百官自ら奮發し内は 皇上の 御徳化を輔け奉り外は 皇威を萬國に張り臣子之分を盡さん事を欲す就中今日の急務は皇國と外國との交際を講明せずして不叶儀に奉存候近頃の朝廷始て外國事務の官職を設けられ其人を御選舉遊され専ら御力を盡され候は天下の人をして方向する處を知らしめ給はんとの御趣意にて 皇威を萬國に赫耀せしめ候は此時に可有之と不堪感銘奉存候乍併古語にも人心不同と面の如しと申候而在上在下之人未だ各區區の議を執て疑念なき事能はず又或は漢土人の如く自ら尊大にして外國人を禽獸の如く蔑視せしかとも終には彼に打負却而馳使せられ候様に成行き候覆轍を踐むに至るべき歟と甚憂慮仕候依而熟

考仕候處今日之務は上下協同一和し宇内の形勢を辨し皇國一大改革して開業すへき所以の方向を確定すへき儀第一と奉存候是迄皇國は一方に孤立し世界の事情に不達只偷安を以て志とし荏苒衰微を致し彼の爲に制せらるへき次第に立至候と外國の他方に航行し衆善を包取氣運日々に開け政治文明兵食充備し天下に縦横致し候と比較し見候へは盛衰之原由も判然相分り可申哉に奉存候元來膺懲の重典も無し候道理にて尤無罪之人も膺懲致し候譯には無之候中古朝廷にても玄蕃の官を置せ玉ひ鴻臚館を建させられ遠人を御綏服被成候事も相見居其後天正慶長之間には蠻夷共屢西國に渡來交易致し候若し其來港不致節は大將軍より書簡を

遣し催促し猶遲緩に及候時には此方より大軍を發し攻撃に可及なそと申越候儀も有之候處島原の一亂以來始而幕府より鎖國の令有之候乍併漢土和蘭に於ては猶交易差許候得は一切に外國人は攘ひ斥候と申譯には更に無之處近年攘夷之論盛に相起り諸侯之内偶攘斥致候得共素より一藩の力を以て不可爲は論するに足らず且先年幕府より十年を期して成功を奏し可申杯申上候は陽に其名を假り陰に其私を行ひ候詐術にて

先帝日夜御苦慮被爲遊候儀とは同年之論に無之奉存候然れは今日皇國之衰運を挽回し皇威を海外に輝し奉候儀は萬々一刀兩斷之朝裁を以井蛙管見之僻論を去り先つ在廷樞要の御方々より御豁眼に被爲成上下同心して交際之道

無二念開かせられ彼の長を取り我の短を補ひ萬世之大基礎  
相据られ候様奉專禱候仰願くは

皇上の 御英斷能天下之大勢を 御觀察被爲遊是迄犬羊戎  
狄と相唱候愚論を去り漢土と齊しく視させられ候 朝典を  
一定せられ萬國普通之公法を以參 朝をも被命候様御賛成  
被爲在其旨海内に布告して永く億兆之人民をして方向を知  
しめ玉ひ度儀と偏に奉懇願候 誠恐誠惶頓首頓首

二月七日

越 前 宰 相

土 佐 少 將

薩 摩 少 將

安 藝 新 少 將

細川右京太夫

又是れも明治の歴史には漏れて居る事と思ふが、王政復古にな  
つて明治維新の大政は敷かれる事になつたのであるが、政府の  
財源が少しもない、財政は非常に困難を告げて居つた。そこで  
御維新後早速に尾張、越前兩侯が二條城に御使ひに往つた、そう  
して徳川慶喜に獻金をさしたのである。慶喜は之を甘んじて  
承諾し確か現金八萬兩を出したと思ふ。これに依つて見ても  
慶喜の心事はよくわかるのであつて、朝廷に弓を引く意思の  
ない事は明瞭である、然るに幕府中の議論が一致せずして、慶喜  
は二條の城を去り、大阪よりして、關東に下り、上野の凌雲院に自  
から蟄居して、黒衣を纏ひ、謹慎して居り、又、水戸へ移轉して、罪を  
待つのみであつた。これ等の心事を察しても慶喜は朝廷に違



反するの心はなかつたのである。且つ、慶喜は一橋家に在る頃よりして勤王を唱へて居り、王事に盡すの心は十分に在り、將軍になるに及んでも、素より心は勤王に在つたが、幕府の議論が一致せざるが爲めに遂に朝敵になつたのであつたのであるが、腹の底は勤王にあつたが爲めに、其後これ等の事を朝廷に思召されて後ちに分家されても公爵の待遇を賜はつた事と思はれる。

御維新後、政府の財政は非常に困難であつた、余は會計總督に任せられ、今の大藏大臣の如き役目になつたのであるが、其下役に三岡八郎なるものがあつて、之れが政府で紙幣を發行す可しとの建議を出した、然るに紙幣を發行するについても金が入るのである、そこで中御門中納言と協議の上大阪、京都の資産家を招き、御用金を申渡した、其時に、三井家が最も盡力したが、遂に御

用金を取立て、八郎自から、其郷里なる、越前福井に往き福井の紙を取寄せて、紙幣を製造した、大政官の兌換紙幣が出来たこれが日本の財政の基礎になつたのである。

國事に付ては、總て薩長と歩調を共にしたものであるが、只討幕の事に付いては、幕府のみを眼中に置かず、何れの藩と雖も勅命に違反したるものは、速に之を討つ可しとの藩論である、そこで我藩にも討幕の内勅が下される、御内儀もあつた趣なれども、我藩の論が右の如き事なれば遂に討幕の内勅は下らなかつたのである。

始めて入國の時の感想を話さんに、何分にも藩中一般の士氣が振はぬ、殊に藩中に勤王論者と、佐幕論者とがあつて、俗論黨と正論黨との二つに別れて居つた、これは我藝藩のみでない、各藩

ともに同様であつたのであるが、父、安藝守が京都に出て國事に盡力する事になつた、其動機を作つたのは、執政野村帶刀である。これは一般廣島に歸つた時に追遠會の席にても話をした事であるが、文久二年七月の頃でありしが、帶刀が遙々藩の用務を帯び關東下向のことあり、既に廣島を發し、暫く伏見驛に滞在なし、我が藩主の内意と稱して、近衛關白に内奏致して曰く、我が藩主は勤王の諸藩と共に王事に盡力し、天恩萬分の一に報ひ奉りたき旨陳述に及びたれば、近衛關白之を嘉納せられ、恐れ多くも、孝明天皇の叡聞に達したるが、同年八月十七日、父、安藝守に對し、皇國の御爲め周旋盡力致す可き旨優渥なる内敕を下し賜り、父は感激の至りに堪へず、これよりして京都に赴き蹶起盡力するに至りました。之は野村の一大功蹟である、此時よりして、藩論一

定し、俗論を排して、正論が行はるゝに至つたが其間、父は中々に苦心した、自分も其議に預つて力を添へた積りである。

茲に藩の制度上最も喜ぶ可き事は、役人を用ゐるに當つて、他藩の制度よりは異なつた事がある、此制度が善良であつた爲めに、維新前の國事多難の際によく之を切抜ける事が出来たのである、其よき制度とは、人材登用の主義を一般に行ふ事が出来る制度があつたからである、他藩に於ては執政も世襲であり、食祿も世襲であるのが通例であるが、我藩にては祿を世々にせず、家老職も政事に關係させなかつた、全く人材主義に依つたもので、執政に限らず藩士は残らず隱居すれば、トント祿を減じた功の多少に依つて、祿の増減があり、人材にして、大政を委任するものは如何なる階級のものたりとも、之を取立て、引上げる事が出

來る制度であつた、故に後ちに執政になつた、石井修理の如きも番頭であつたもの、息子であつたが之を引上げて執政にしたのである。

元來、家老が世々政權を握る事になると、非常に弊害が起る、始めの家老は人材であつても後ちの世になつては愚物が生れんとも限らぬが、それにも拘らず家老に政權を一任するとなると陪臣が權を執る事になつて、其間に非常な弊害を醸す事になる、故に、我藩では家老は執政者でなくして、只一大事件のあつた時に諮問機關に備へて在つた位ひのものである、故に、下級に在るものでも侍らひに引立て、國事に干渉せしめた、且つ、父より先代前までは、政務を概ね執政に委任して居つたが、父の代よりして、自から政務を執るやうになつた、政府へも自から出て事を見

るやうになつたからして、中々に藩主として藩の政治に意を用ゐたものであつた。

舊藩の制度の概略を陳べんに、年寄役が五六人居つたが、其内でも米銀掛が主席になる、之れが全權を握るのである、辻將曹の如きは年寄の末席であつたが、後ちに米銀掛になした、故に全權を握る事になつた、次には、用人であるが、これは政治の密議に預らず執政の差圖に依つて事を處置したり、又は、藩主の意を受けて事を取計ふものであつた、所謂る内治上の執行官であつた、次に用達所がある、これは書記官の如きもので、主座が長となつて居る、政治上の秘密を預りて、中々に權力のあるものであつた。

番頭 年寄役に次での重役である、軍事上の侍大將である、次に大小姓頭、騎馬頭、中小姓頭、何れも侍大將である、其の他に組が

ある、先手物頭は、足輕の總大將である、又、大目付あり、これは重い役である、藩政の是非、勤怠、風俗等に對して、藩主に直訴し、又は年寄りに申出る役で、彈正官である、藩主に不都合ありと認められた時は、直言するのである、次に目付役あり、之れも不都合の事あれば、申出づる役である。(百石以上のものは直支配と稱し、以下のものは年寄支配である)目付役について一つ、余がやり込められた事がある、それは間宮一左衛門なるものあり、目付役の時に、余が三の丸に居つた時にやつて来て、間宮が至急に面會したいと云ふから、會つて見ると、間宮の云ふには、御家には三味線は禁物である、然るに御廣式の方に當つて、三味線に似寄つた音が聞えた、若し三味線を彈せらるゝ事ありとせば、甚だ不都合なりとてやり込めた、そうか、左様な事があればよく調べて見んとて、後ちに

てよく調ぶる處によれば、琴を彈したのである、琴は奥向で彈する事は許されて居るのであるが、間宮が琴と三味線の音と聞き違へて抗議を申込んだのであつたが、斯様な風にて、中々やり込に來るものであつた。

又、辻々に目安箱なるものを設置して在つて、政事上の行届かぬ事を自分勝手に投書する事になつた、投書に記名者もあるが、多くは無名のもものが澤山にある之を藩主に持出すのである、之は大目付の關係する所であつた。

次に、舊藩政に於ては、禮節は非常に重んぜられたものであつて、新年の儀式などは最も嚴格なものであつた、元日、二日、三日、四日と、日割が定まつて、新年の禮を陳べに臣下が來るのであるが、千石以上のものは皆太刀馬代と稱へ、其以下は青錢を麻繩に貫

通して差出すのであるが、祿高に應じて差等がある、奏者番が右の太刀馬代並に禮錢を前に置き開き直つて何某と一々披露する、余は大廣間(一に金の間と稱す)に出て座して禮を受けるのである、又、鎖の間より書院臺所に參列して居るものがある、之は書翰方列、徒士、臺所奉行、僧侶等がならんで居る、其の前を余が通過するのである、そうすると奏者方が一々それを呼上げるのである。

廣島藩の風俗は甚だ溫和の方であつたと思ふ、家老と外の侍との關係は嚴重のものにして、家老と藩士と途中で出合つた駕籠に對して禮をするのであるか、家老も侍に對しては駕籠から下りて挨拶するのが例になつて居つた、然し家老に迷惑を掛けぬ爲め多くは途中で出合ぬやうに避けたものである、家老の權

力は中々盛んなものであつた。

余が通行する時には、以前は往來に向つた窓は締切りさして、往來へは一人も出す事は出来なかつたものである、「這入れ這入れ」との掛聲で通行したものであるが、改革後には往來に出て居ても差支はないが、「下に居れ下に居れ」の掛聲に依つて、皆が土下座をして居つた、番所等に詰めて居る役があるが、供頭から何の何某と披露さるゝ、そうすると何某と駕籠の中から聲を掛けるのである、格式によつては名を呼ずして、「出タカ」と聲をかける事がある、我が藩の駕籠は風雨の場合と雖も簾を常に上げて、四方が成る可く見えるやうになつて居つた、時には雨雪か駕籠の中まで吹込んで來る事もあつたが止を得ない、供揃ひは前日に命ずる、明日何時に何處々々へ出ると、其途筋も確定して觸出して

置く、國へ入つて後ちは、供廻は多くない、鎗、長刀、等を備て居たが、供頭が全權を持つて居る（供頭は百石以上の位である）

江戸にあると、供の人数が頗る多い、霞が關の門を出て、二重橋までつゞいて居る、故に、通行の邪魔にならぬやうに此行列を一ノ切二ノ切といふ如く同勢を割つて往來の人をして横切る事を許したのである、昔しは大名は遊びに何處へも往く事は出来ない、船に乗る事は一切出来ないから、隅田川に舟を浮べて遊ぶと云ふ事も出来ない、芝居などを見物する事は一切出来ない、若し、駕籠が興行場の前や、遊女町の前を通る時は、駕籠を高く差し上げてカケ出して通行するのである、これ等の場所は汚れたる場所として、急いで其場所を通り抜ける意味なのである。

又、大名と大名との途中にての出合は中々面倒なものである、

先頭の歩行小姓が先方の目印を見て披露する、假令ば上杉彈正大弼様松平安藝守様と互に先方の名を呼上げて双方の大名が目禮する他藩のは引戸であるが屋敷のは打ち上げ駕籠であるから供頭がかねて簾が上がつて居るゆゑ唯、簾に手をかけるのである、江戸には澤山な大名が居りて、其家々の目印をよく記憶してをらぬと、間違ふと大變んであるから、先頭の歩行小姓は非常に心配して目印を記憶する事にして居る。

長社袴を付けて、登城する場合には、其頃は股引だとか、ツボンなど云ふものはないから、長袴の裾を卷上げ、膝頭をむき出しにして駕籠に乗つて居るのである、寒中などは中々寒いが仕方が無い、併し、大名自身は未だよいが、供のものは大變である、下馬先までは供を立て、往くが、下馬先より供が減ずる、そこで下馬

先で供廻りは主人の歸るのを待つて居らねばならぬが、野天に吳座を敷いて、それにチャンと座つて居る、雪が降つても仕方が無い、形を崩さずしてチャンと待つて居らねばならぬ。

下馬先より中は、先箱一ツ、供頭一人、草履取一人、丈けである、將軍家の玄關に付くと、玄關の外に屋敷から廻した刀番があつて、之れが長い方を預かるのである、此刀番も主人が退出するまで刀を持つて立つて居らねばならぬ、中々つらひ役である。

玄關に入ると、只一人であつて、供は一人も居らぬ、長袴を長くおろして通るのである、其處には兼て頼みの坊主衆が居る、これに色々用事を頼む事がある。

詰所は大廊下上の間が尾張、紀州、水戸の三家田安、清水、一橋の三卿である、下の部屋が徳川家に縁故のものである、余の詰所は

大廣間詰であつた(松の間とも稱す)其處には、茶一つ出るではなし、冬でも火鉢一つ置いてもない、此間には、上杉、伊達、島津、毛利、山内、池田などと云ふ諸侯が端坐して居るのである。

席に就く順序は、位階の順序にあらず官の順序であつた、中將少將、侍従と云ふ風に順序が立てられて在つた、次の間には無官の四位即ち四品のものがつく事になつて居つた、宇和島、津輕、其他前田の分家(大聖寺、富山)等である、毎月朔日、十五日、二十八日に登城し、五節句には何れも登城したものであるが、大名に對して、政務を諮問した事はない、只、明治維新の前に當り、外交問題について、各藩に意見を聞いた、之は意見を出したのである、登城の時には、時の將軍が高座に座して半分簾を垂れて居る、次の間に出て大名が平伏すると、老中が「安藝」と披露する、安藝守とも云はな

い、殆んど呼捨てゝてある、これは三代將軍の時から君臣の義を結んだが爲めに致方はない譯けである。

將軍家への獻上物は、出府の時は、太刀馬代國産品としては、鹽鮎、干海鼠、杉原奉書、西條柿等である、參勤交代は隔年一度であるが、場合に依つては詰越しになる事もある、妻は江戸に置いて、國へ連れて往く事は出来ない、全く人質にされた形ちである、執政用人位ひの外は妻との面會は許されて居ない、且つ隣國との結婚は出来ない掟であつた、福山の阿部家へ養子にやつたりしたのは、維新前世の中が亂れかけた時である、これ等は幕府の政策上隣國と餘り親密にせぬやうにしたものである。

夫婦關係は頗る嚴格であつて、妻の側には老女及び若年寄とが常に附隨して居る、妻が里方の喪にかゝつても髪も立派に結

び、化粧も施して、喪に服する様子を夫に見せぬやうにして居る、只夫の居らぬ處では謹慎して居るのである、余の妻の母に當る可き人が、病氣の時妻を見舞ひに出さんとしても、土州の方から堅く斷つて來た、苟も一度び嫁にやつた以上は其夫が大切であるから、母が病氣であるからとて見舞に來るの必要はないと云ふのである、そこで余が妻を連れて見舞に往くと云ふ事になれば許すのである、跡から余も往くから先きに往けと云つて半日位ひ先きに出す位ひである、愈々危篤と云ふ時に始めて一晩里方に泊らした位ひのものである、斯る氣風は一般の藩に於てもその氣風であつたらうと思ふ。

次に、參勤交代の時の道中が大變である、宿屋は陣屋立てである、故に本陣と云ふのである、武器を備へ付けて夜でも寝ないのが



原則であるから、次の間で小姓が本を聲高に讀んで居る、八ヶ間敷くて寝られるものでない、一人も寝て居らぬ事を態々世間に示す爲めに斯様な形式をするのである、本陣は一驛悉く借切りである、標札を驛の外れと外れへ建てる「松平安藝守泊」との標札を建て、仕舞ふ、旅人は一切其驛に入る事は出来ない、棒外れて宿泊するより外はない、假令ば小田原に泊るとすれば、小田原驛の入口から箱根山の近傍まで驛の果に標札を打つのである、此宿定めは、一年前に役人が往きて定めて、他の大名と落合ぬやうにして置くのである。

次に食事が頗る嚴重である、食事の獻立は前日に看板に書いて出すのが例となつて居つたが、食事を採るに當つて、毎日平均して食はぬと甚だ面倒が起る、飯を一杯でも少く食ふと何か不

調法がなかつたかと聞いて來る、又は醫者に見せると云ふ事になる、故に、多く食ひたくても食へず、少く食ひたくても食へぬ、毎日平均を取つて食はねばならぬ、それが心配である、又食物の中に塵が落ちて居つたり、不都合なものが這入つて居つたりすると大變である、或時には鼠の糞が落ちて居つたと云ふ事さへあつたが、そうなるのと切腹ものである、塵が落ちて居ても免職である、故に、左様な事があつた場合に、臣下に傷けぬ爲めにそれを隠さねばならぬ、これを隠すのが中々心配である、小姓に見られても困るのであるから、甚だ困る場合がある、料理の調達は臺所奉行が責任を持つて居るのであるが、側詰が少しづつ、食ふて、料理の毒味をして出すのである、側詰は毒味の役であるから、料理のよし悪しについては、一言も批評を加ふるものでない、斯様に種々の

手を経て來るのであるから、汁物なぞはツメタクなつて仕舞つて居る、大名なぞ大層御馳走でも食つて居るものと思ふであらうが、決してそうでない、儉約令が出ぬ前は、一汁三菜であつたが、儉約令以後は一汁一菜に定まつて居つた、朝は焼味噌か豆腐位ひの類であつた、世の中で考へるやうに、ぜいたくのものでない。又、親と一緒に食事をする時が甚だ困難である、親に面會する時には、親の胸間に眼を注いで居る事になつて居る、餘り屈すると憂ひの形ちになり、餘りそると高ぶる形ちになるからである、親の前では決して敷物に座する事を許さず、食事中は親の食ふのをよく氣を付けて知れぬやうに見る、親より先きへ飯を替へてはならぬ、親が飯を替へるとすぐに跡より出すと云ふ調子にせねばならぬ、親に何事でも心配かけてはならぬと云ふ主義か

ら來て居るのである、親の處へ往きては終始手を突きて居る、余の指の先きにコブがこの通りに出來て居るのは親の前で常に疊へ手を付けて、かしまつて居たが爲めに、其の跡かこのやうに残つて居るのである、親に對する事は中々嚴重のものであつた。

次に、重役を慰勞するの意味に於て、毎年二度位い酒宴を催す事があるが、別莊に於て馬に乗せたりして其跡が酒宴になるのであるが、昔の酒宴は、今の酒宴と違つて、膳が先きに出て、飯を一杯食つて後ち、酒が出るのである、酒宴を開く時には打ちとけてやるの例であつて、俗に無禮講と云ふが、無禮講とて決して、大騒をするのではない、言語動作が平常より變るのが、即ち無禮講である、臣下に一つ謠へよと云へばもう平常の動作でないから、無

禮講の意味になるのである、次に、風呂に入る時などが、非常に困る、居間坊主が湯の世話をするのであるが、此坊主は直接應答の出来ぬ資格のものであるから、こちらから、言葉をかける事が出来ない、彼からも言葉を出す事が出来い、小姓が湯殿まで付いて来て居るのであるが、湯が熱くても其坊主に湯が熱いからうめよと云ふ命令が下されぬ、只、獨言のやうに、熱い熱いと云つて居ると云ふと、坊主が小姓の處へ往きて何か御用のようて御座ると云ふと、小姓が始めて出て来て、何か御用かと承る、そこで湯が熱いからうめよと命ずるのである、そうすると小姓が坊主に命じて始めて湯がうまるのである、其の間用向は互によくわかつて居るのであるが、形式が嚴重であるから、其形式を踏ねば何事もはかどらぬのである、寒中でも裸の儘、湯の調節が出来るま

で立つて居らねばならぬやうな事さへある。

小姓なぞと云ふ役目は中々骨の折れた役目であつて小姓になる時は誓紙血判をして側の事は一節他言せぬと契つたのである、勤役中は親族等へも決して往く事は出来ない、これは内密の事が漏れるのを防ぐ爲めである、又余が寢て居る居間には二人づゝ交替で小姓が詰めて正座して守つて居るのである、其間は、物を云ふ事も出来ないが、咳一つする事も出来ない、勿論寢る事も出来ないのである、これは武家であるから、絶えず陣中に在るの心持であるのである。

### 伊太利國渡歐中見聞の概畧

余曾て元老院議官在職の時、井上外務卿に面會の折柄、余に向

つて洋行の望みはなきやと尋ねらる、余其望みなきにあらずと答ふ、其れが實現して特命全權公使に任ぜられ、伊太利國駐劄仰付らる、依て明治十五年六月十八日、妻綱子と共に東京を發し、赴任の途に就く、隨行員書記官田中健三郎、書記生市來政方、家從石川完二、山田貢一郎並に侍女一人を具して東京を發し、横濱鎮守府に休憩し、鎮守府の小蒸汽船に搭じ本船に移乗す。此日有栖川親王殿下にも同船にて、各國皇室を御訪問の爲め御渡歐あらせらるゝに付、親王、大臣、參議各官吏及び各國公使其他御親戚等東京新橋停車場に奉送し、甚多人數にして立錫の地なく、横濱迄奉送したる者も夥しく、余の爲めに送別したるものも亦多く、廣島縣士總代寺川行從も來つて余を送る。

本船は横濱香港の間を往復する佛國の飛脚船にして、タイナ

ス「號」と稱す。此日細雨朦朧として、總房連山、豆相の峻峯も、雲霧の裡にありて、遠別の觀をなすに由なく、紀州灘を過ぎ薩摩の西南を航し、琉球洋を経て、支那海に出つ、連日渺茫たる蒼海にして一の山影なく、只波間に水禽の浮沈するを見るのみ、漸く進みて島嶼の間を駛し、同月二十五日香港に到着す。此港に着するや領事安藤太郎、英國鎮守府長官代理某を誘導して、有栖川親王殿下を奉迎し、殿下は小蒸汽船にて英國鎮守府に着御あらせらる、余は別小汽船に乗して上陸し、旅館に投ず、領事館書記生平部某其他我國より出店したるユ商會社々員等百事周旋す。

此旅館は香港ホテルと號し、五層の石造にして頗る巨大なれとも美麗と云ふにあらず、客室及食堂に使役するものは皆支那人にして百人に下らさるへし。

東京を發してより恰も梅雨の候に際し、海上更に暑氣を感ずることなかりしに、當港に到り俄然炎熱の堪へ難きを覺ふ、土人の言に依れば四五月頃より暑氣百度を下ることなしと、此地四面山を以て海を包み衆山皆青草を生し樹木なし。

抑も此香港は、西曆一千八百四十一年支那より英國に割與し英人埠頭を北濱に築き、市街は灣頭より山脚に連り、次第に段級を成す、往昔英國が割讓を受けざる以前は、不毛の荒地にして土人の矮屋あるのみなりしが、僅かに三四十年間に東西百貨輻湊し、驚くべき繁榮の一都會となれり、市街の傍に英國の兵營あり兵卒を差派し將帥を置き、市尹を兼ねしむ。市街を遊覽の爲め「ホテル」を出づれば門前に支那人肩輿を携へ來り互に先を争ふて乘輿を勸む。此肩輿は我國の山駕籠に類して肩に擔はずして手

に携へて行くのである、余も此肩輿に乗じて市街を一覽す。道路甚だ曠濶にして路傍に榕と云へる樹木を列栽し炎熱を防遮す。歐羅巴人の家屋は山腹にあつて、白堊巍然たりと雖ども土人の住居は全く茅屋なり、其住民は祖褐、又は裸體にて店頭に跪座す、恰も豚犬と一般又床を張らず地上に起臥す。食物店の如きは蒼蠅充滿して不潔も亦甚し、土人の風俗は男女同装にして識別すること難し。

同月二十八日には乗船の豫定に付夫々準備を命ず、此日英國鎮守府よりの案内に依り、田中書記官を隨へ練兵場に至り練兵式を一覽す、有栖川親王殿下も臨閱せらる、此間に妻及び従者を乗船せしむ、余は練兵式了つて本船に搭乘す、當港の夜景は最も有名のものにして此地に遊ぶものは殊更に船を海上に浮べて

之を一覽すと云ふ、余の一行は甲板上に居ながら此景を一覽す、  
 偶々月色皎然として錦波を照らし街上の點燈は羅列して最も  
 絶景と云べし。

同月二十九日有栖川親王殿下と御同船、翌日大洋に向つて出  
 發す。此船は佛國の「エムエム」會社飛脚船九艘の一にして「イロハ  
 ジ」號と稱する長さ百三十五米、突凡我が七十間餘、各室は一等  
 より五等に至る客室の裝飾及器具迄も美麗にして多少の遊具  
 も亦備れり、其他浴室便所も鐵管を以て潮水を流通せしめ清潔  
 を旨とす、船長以下水夫使丁迄殆んど百人餘、漸次進航して柴棍  
 の河口を遡航す、此河は安南の北境より南流する五百餘英里の  
 大河にて濁流滔々、潮水混淆す、河身の廣きは凡我五六丁、狭きは  
 一二丁に過ぎず、此兩岸は總て平澤にて潮去るも僅に七八寸の

平土を出し潮來れば樹根悉く水底となる、猶洪水の堤防を決潰  
 して草木を浸埋したる狀あり、澤地は林藪にして棕櫚最も多く、  
 四方山丘なく人家なし、進航する數里始めて人家二三戸或は十  
 餘戸遠近に點在するあり、家作は我僻村邊浦の民家に髣髴たり、  
 端船に乗り上陸し直に馬車に駕し市街公園を巡覽す、土地頗る  
 宏濶にして榕樹棕櫚等巨大なるもの多し、爰に佛國鎮守府及び  
 病院等煉瓦造りの高樓あり、土人の家屋は茅屋にして最も不潔  
 と云ふべし、土人は凡て色黒く面平らかに髮又黒し、風俗は香港  
 と同じく男女同装にして殆んど識別する能はず、頭髮は梳つて  
 頂に結ぶ一般に裸體少なけれども跣足多し、男女共に常に檳榔  
 葉を噛み爲めに唇齒共に紫黒く恰も鐵漿を塗りたるが如し。  
 此日海上俄に大雨來り朦朧として咫尺を辨せず、時々汽笛を發

して進航し新嘉坡に上陸す、此地は滿刺加半島の南涯蜿蜒出せる所にして航海線路中最も赤道直下に接近せる所なり。

抑も、此新嘉坡は西歴千八百九年英國より滿刺加に照會して、此地を買收し、埠頭を開き市街をなす。印度支那海の咽喉に當り船舶輻湊し年を追ふて繁榮に赴けり、此邊棕櫚最も多く又「マルキユウスタン」と云へる果樹を栽培す、目下實を結べども未だ熟せず形は蜜柑に似て熟したる柿の如く味は淡白にして最も佳なり。市街は支那人及び土人の開店多く甚だ不潔なり、又銅黒色の人種多く眞に古銅佛の如し、衣服は白地に紅色の布を施し袴の如く腰に巻き頭上にも亦紅色の布を纏ふ、概ね跣足なり、婦女及び兒童は鼻頭に金の輪を貫き、耳環と共に瑠々たり、本船に歸れば土人小艇を糞して本船の下に蟻集し、各先を争ふて潜没し、

船客の投錢を求む其様恰も池中の蛙の如く、小錢を啣へて浮出す頗る輕妙なり。

夫れより錫蘭島の「ゴール」港を經過す、此港は波濤の爲めに碇泊に便ならず、故に本艦は該島の「コロンボ」港に投錨す。

錫蘭島は元「カンリー」國と云ふ、昔より獨立の一箇國たり、葡萄牙始めて通商をなし海濱は其所屬に歸し、又阿蘭陀人之を占領し、後ち年を経て英國の領略する所となれり。又此島は釋迦修道の靈跡にして奇蹟許多あり然れとも佛教萎靡して振はず。此邊の土民は一種異様の小艇を浮へり、此小艇は巨材を刳り其幅二尺斗り、長さ二丈余深さ漸く腰下に及ぶ、船體甚だ狹長なるが故に傾覆を防ぐ爲めに船の片椽より弓形の材を横に縛り、之に浮槎を付して平均を取る、故に危險に似て轉覆の憂なく又駛行す

ること矢の如し。有栖川親王殿下上陸せられ、予も府内巡視の爲め上陸せり、直に馬車を驅て先づ博物館を一覽す、印度古代の珍器其他書籍鳥獸魚鼈の乾干せしもの等各種の物品を陳列せり。當港は人家甚だ稠密ならず、家屋は椰葉を以て屋宇を葺き、或は壁となし、庇となす、又床を張らすして地上に起臥す、果物店は蒼蠅充滿して不潔甚し、土人は色黒く男女共に白き長幅の布を腰より以下を纏ひ又同しく白布を以て右肩より左腕に通し之を纏ふ、蓋し袈裟の遺風なるべし、而して袒裼跣足なる者多し髪は長くして頂上に結び、男女同装にして別ち難く又一種巨大なる果實を切斷して物を盛り水を容るゝの器となせり、所謂托鉢なる物の由來なるべし、此處を發して連日驟雨來り風浪起り大洋は自然の浪力ありて船の動搖最も甚し爲めに船傾斜して器皿

轉落し行步蹣跚衣服を着るも尙難し、日を重ねて「亞刺伯」の亞丁港に達し灣内中央に投錨す、四方見る所なく只遠近に黒鳥の飛翔するあるのみ、亞丁は紅海往來の咽喉にして英國此地を買取し、東南洋通航の驛所と爲してより爾來民口繁殖せり、男女の風俗等は新嘉坡に似たり、當港上陸の筈なりしが惡疫の流行あるを以て上陸せざりし夫れより紅海を航行す、此紅海は洋語「マンツトシー」と云ひ往古より此稱あり、海底に多く美質の珊瑚樹あり、海水澄徹して之を採るに便なる故なりと云ひ、又は沿海に緒山多きを以て此名を與へたりとも云ふ、英人此島を「アヘスシニヤ」國より借受け砲臺を築き戍兵を置けりと云ふ、此邊は暑燄酷烈海上油を漲らす砂漠の浮埃黄色を帯びて水面に充つ、紅海航行中は日々此浮埃を見る蘇士に達し姑らく錨を投ず、此地は埃



及國に屬し亞丁より當港迄の間を紅海とす、英人亞歷山大府の間に鐵路を敷き往來を便にせり、紅海と地中海と往來の要港となれり、此邊は凡て茫茫たる大砂漠にして白砂千里津涯を見ず、風大漠の炎熱を送て暑氣堪へ難く左右の砂堤高く恰も溝渠の裡を行くが如し進んで「ポートサイド」に達し投錨せり、此處は運河を出でて地中海に入る所なり、當港碇舶の伊國軍艦々長代理某來て予が來着を祝し安否を訪ふ、同國領事夫妻も來て予を慰問し、雜花を贈る、暫時對話ありて去る、田中書記官をして艦長に答禮せしむ。

八月二日伊太利那不兒港に到着す、羅馬駐劄の齋藤書記生及び同港領事我國より依囑せられたる者にて「マルギーズユヂエアズタ」英國海軍中將某其他有栖川親王殿下接伴係の人々殿下

を奉迎す、且予が接見に介し殿下と共に上陸す、殿下は旅館に設けありし海濱の離宮に到着せらる、予は同港客舎に着せり、此那不兒府は伊太利の西方に於ける一要港たり、元は那不兒王の都城なりしか、「アレキサン」驕奢を極め、人民壓制を被りたり、後ち撒爾亞王起りて伊太利南北對戰と爲り英傑「ガルバルジー」の爲めに進撃せられて、一朝敗滅に歸したり、此撒爾亞王は後に伊太利王の始祖となれる人なり、此來歴は後に讓る。

王宮は府の中央にある巍然たる石造にして、規模宏壯なり、市街は清潔ならずと雖とも屋造諸般趣を異にし市上の繁榮店頭、の装置等耳目を一新せしむ、旅寓前にある公園を一見す、園内水族館あり予此時始めて水族館なるものを見たるが、大に奇觀を覺へたり、其他市街を巡遊し、「ブリヂツク」海岸の割烹店に憩ひ晚

餐を命す牡蠣及ひ小貝を料理す其風味我邦の産に似て佳味なり、前面に火山を臨み本港の灣岸一目にありて風景最も絶佳なり。

同月四日、此地を發して羅馬に着せんとす、先づ有栖川親王殿下の旅館に到り告別して停車場に到る、領事厚く周旋せり、瀛笛一聲那不兒府を發車すれば田畝能く開け黍蜀蔬菜を栽へ或は葡萄を培す、農夫は隴頭に耕耘する者皆白衣を着け帽を戴き靴を穿てり、午後羅馬停車場に達するや、公使館よりは馬車を以て予を迎ふ直に駕して着館す。

伊太利國は歐羅巴洲の南部にありて地中海に突出したる大なる半島國なり、當國は亞爾伯の大なる山脈にして佛蘭西瑞西奧地利の三國と疆界を接す、南は地中海に面し、遙に阿非利加に

對し、東は亞德的海に濱す。諺に此國の形狀を以て長靴の如しと云ふ、港の重なるものは熱那、威尼斯、那不兒等の三港とす、本國は農業を以て第一とす、産物には穀類、茶、葡萄、橄欖、黍蜀等夥多あり。製作物は葡萄酒、絹布、油、牛酪、珊瑚等又は繪畫、嵌細工の如き名産にして皆人の知る所なり、中にも油繪彫刻は同國一般に妙巧を極む、教育は當政府一統の後銳意力を盡し僧尼に屬する庵室の財産を國庫に没入し、之を以て學費に供し學政を擴張すと云へり、宗教は羅馬「カドリツク」舊教を以て國教と爲すと雖とも法王政權を褫奪せられし以來、總て政府の管理に屬し而して國內に宗教の自由を許せり、然れとも他宗の信者は國內に稀にあるのみ、氣候は冬は溫暖にして、夏季は暑熱、殊に酷烈市街屋壁に反射して焼くが如し、夜半と雖とも銷せず、而して冬候より春季に至

れば梅花櫻花其他百種の草花と共に嬋娟として色を争ひ、馥郁として香を放つ、或は芳花を摘み、或は古蹟を探り、逍遙倦むことなし、抑も歐洲の遊園、世界の博物場と稱するも亦過言に非らざるべし。

此頃當國王は威尼斯に在らせらるゝに付、國書奉呈の爲め當府に至り旅館に投す。

同月七日皇宮より貳隻の艇を以て宮内官大禮服を着し、儀仗を備へ來り迎ふ該官の誘導にて離宮に到り、ウンベルト陛下に謁し、國書を捧呈し、畢て皇后、マルガレット陛下に謁せり、接遇優渥にして拜語數刻に及ぶ、同夜宮殿に於て兩陛下より晚餐を賜ふ、田中書記官領事、ベルセ、參殿す、接待の人々には地方官及陸海軍武官等合せて四十餘名、國王陛下は自國の大勳位及び我菊

花大綬章を佩用せられ、予を皇后陛下の右座に就かしめ、陪食中屢々尊話を拜聽し、始終厚遇を辱ふす。此威尼斯は縦横に溝渠を通して道路と爲し、片艇を以て車馬に代ふ。宮殿は宏大ならずと雖とも清麗なる構造なり、是より當國帝王の起源來歴を説かん。當帝王は「アボ」姓にて、其往昔を尋ねれば「サンゴター」の麓「バンブラン」山の間にある小國なりしが世を経て「サルニヤ」島を領し、「撒爾亞」王と稱す、夫より近國近在を征服し、威勢益々強大にして美蘭と云へる所に赴き、此國に王たる者は如何なる者を以てすべきやと、當時勢力あるものを集めて公選せしむ、素より撒爾亞王の威勢に恐れて來衆一同撒爾亞王を推選して當國の帝王と爲せり、爰に於て羅馬國の首都に向ひ法王の宮殿を以て國王の居城と爲し、法王をして「ワチカン」の宮殿に移らしむ、依て羅

馬國を伊太利國と稱し、首都を羅馬と名付く、第二代を「ウンベルト」第一世と稱し、是又先帝に従軍し人望もありたる御方なり、皇后を「マルガレット」と云ひ、是又英明の御方にして英佛は勿論五ヶ國の語に通せられ、我國の語をも一寸した御話は出來させらる、太子を「ナール」王殿下と稱す、是より當國の名所古蹟其外漫遊したる各國の風俗等陳述せんと欲すれとも餘り長くなるを以て是にて止む。

維新前後終

跋

舊藝藩士は、直接關接に淺野家の恩顧を受けぬものは無いが、殊に余の家は現侯爵に對して特別に恩顧を受けた、則ち余の父、奥田珍造は維新後淺野侯爵家の家扶を久しく勤め、侯爵と共に辛苦をも嘗て、侯爵家の隆盛を計つたのである、余の今日あるは素より父の教養の賜であるが、侯爵に負ふ處又少くないのである、侯爵が今年八十歳の高齢に達せられたるは仲心よりして祝意を表して居る次第である、偶々廣島縣人により祝賀會の催しあり何か永久に記念すべきものを作らんと企あるを聞き藝備之友主幹手島益雄君と共に壽像建設の事について大に畫策したのであるが、侯爵は生きて居る間に、銅像を建てる事は御嫌

ひなりと聞き、更に何かよき記念事業は無きかと考へ居りしが手島益雄君再び來つて、侯爵の御著書とも申すべき原稿を携へ來り之れを出版しては如何との相談を受け、一諾の下に、賛成を表し且つ此書を廣島縣人の催す侯爵八十壽祝賀會に於て配本する事にしたのである、侯爵の恩に酬ゆるには素より其萬分の一にも當らぬのであるが本書が世に裨益する所少からざるを思ひ、並に侯爵八十歳の御祝ひに祝意を表する志までに本書發行の補助に努めた譯である。

大正十年七月 本郷向ヶ岡寓所に於て

奥田吉男識す

大正十年十月八日印刷  
大正十年十月十一日發行

(非賣品)

編纂者 手島益雄

東京市本郷區根津須賀町七番地

發行者 手島益雄

東京市京橋區西紺屋町廿七番地

印刷者 横田秀治

東京市京橋區西紺屋町廿七番地

印刷所 株式會社 秀英舍

發行所 東京市神田區錦町三丁目四番地 東京藝備社

186  
266

手

淺野長政公傳

郵定 稅價 四金 壹 錢圓

手

男爵船越衛傳

郵定 稅價 金金 四壹 錢圓

手

森林生活

郵定 稅價 金金 四壹 錢圓

西

龜正夫人著

郵定 稅價 四金 壹 錢圓

法

大正の今二宮博士松井茂著

郵定 稅價 四八 拾 錢錢

手

廣島縣百人物評論

郵定 稅價 四金 二 錢圓

發行所

東京神田錦町四丁目三番地

東京藝備社



露光量違いの為重複撮影

27076

東京藝術大学





終